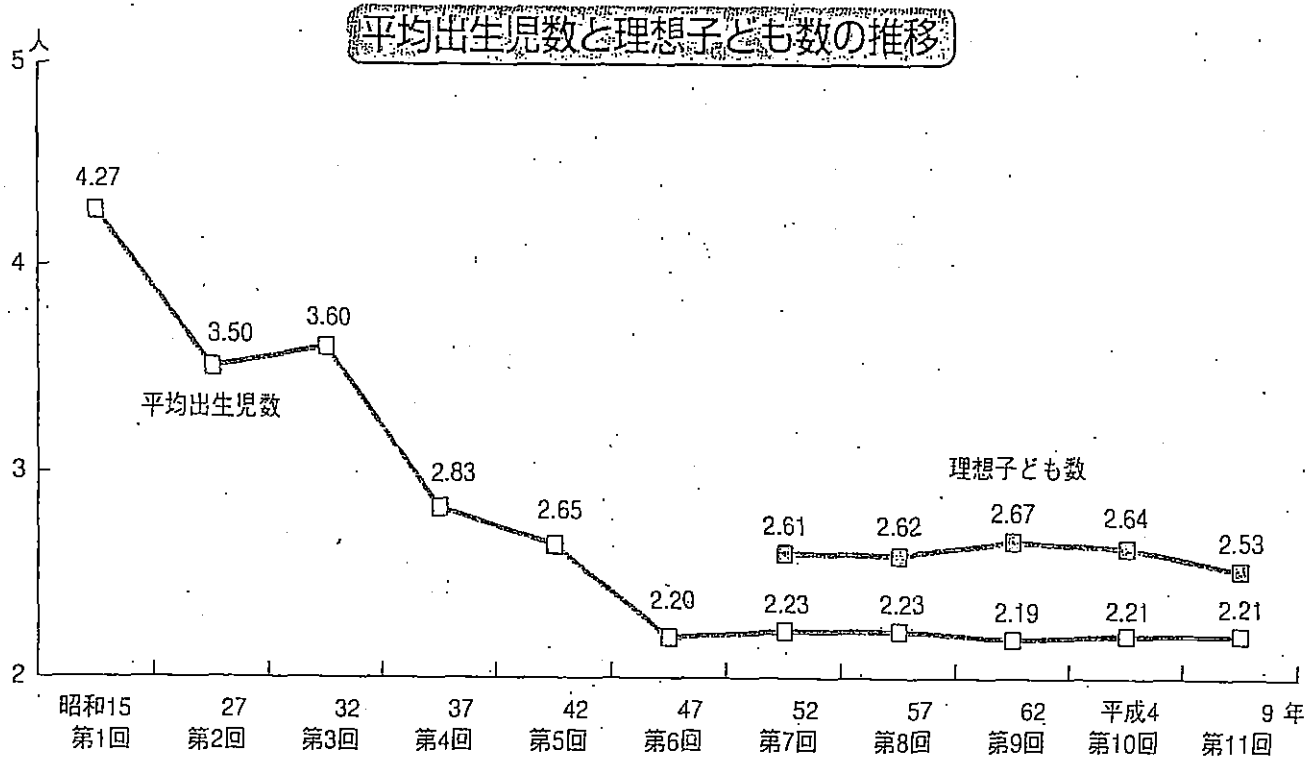


## ○ 平均出生児数と平均理想子供数の推移

夫婦の平均出生児数は、昭和15年の4.27人から、30年代後半には2人台に低下し、その後40年代以降は2.2人前後で推移。

平均出生児数と平均理想子供数の差は、昭和52年以降現在まで一貫して0.3～0.5程度で推移。



(注) 1.理想子ども数については、50歳未満の妻に対する調査。

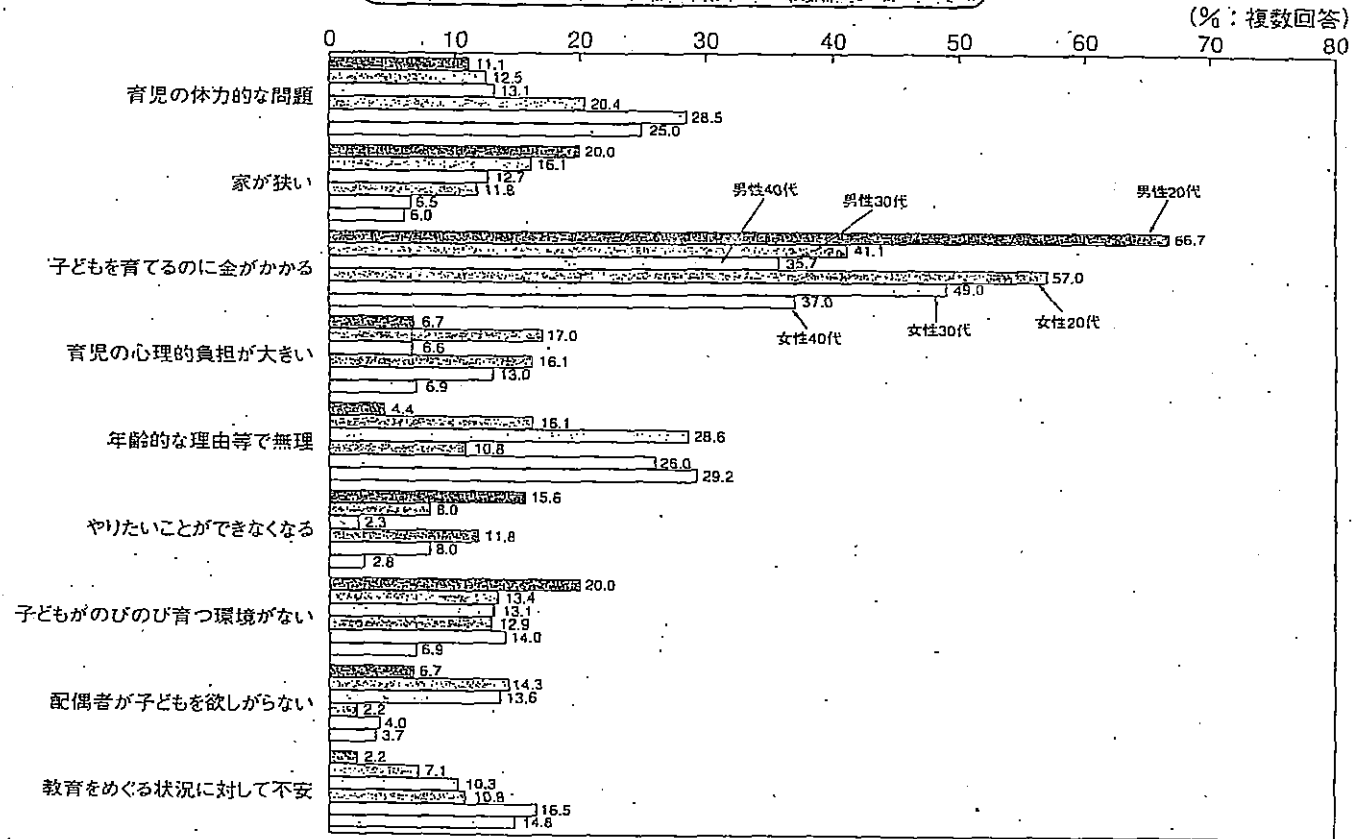
2.平均出生児数は、結婚持続期間15～19年の妻を対象とした出生児数の平均。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回～11回)」、「出産力調査(第1～9回)」

○ 理想の子供数を持ってない理由

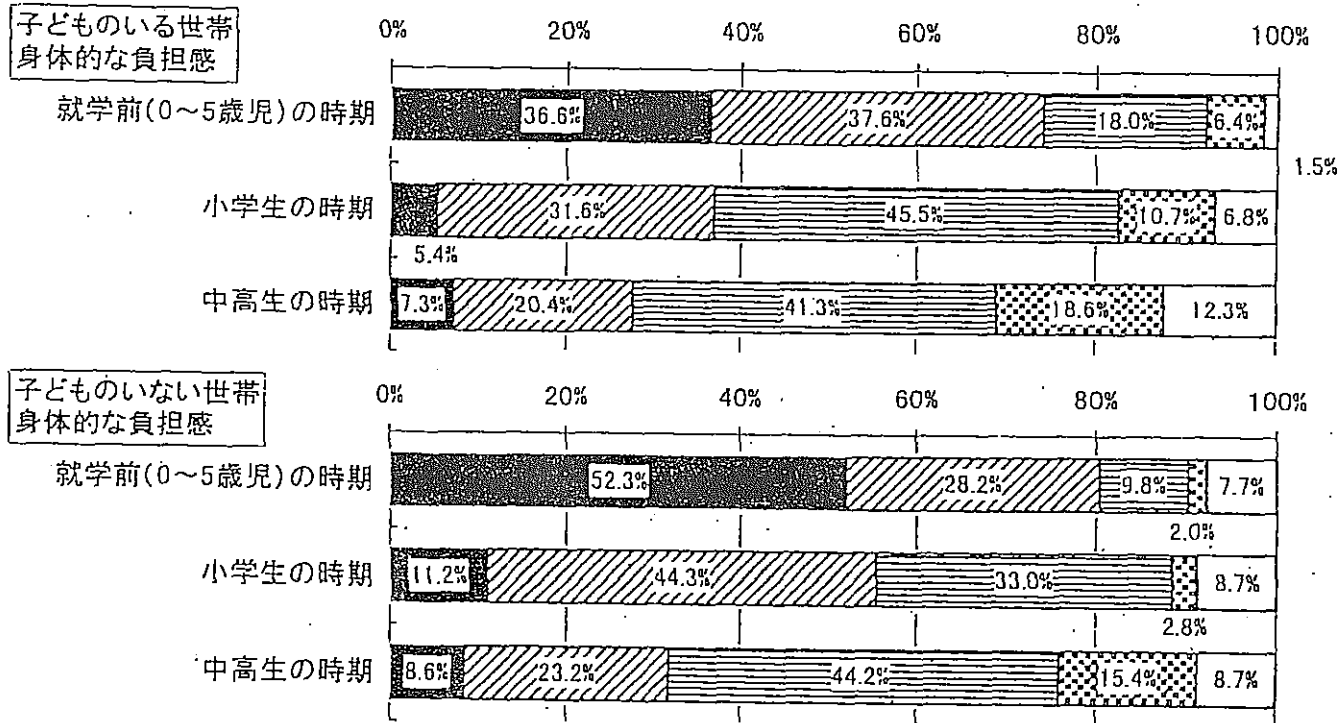
男女とも各年代で経済的な理由が高い。

理想の数だけ子どもを持ってない理由



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(1997年)による。  
 2. 「理想の子どもの数と予定している子どもの数では違いがありますか。(○は1つ)」という問について、「理想よりも予定している子どもの数が少ない」と回答した人に対し、「理想よりも予定している子どもの数が少ないのはなぜですか。(○は3つまで)」という問に対する回答者の割合。  
 3. 14選択肢のうち9選択肢を抜粋している。  
 4. 回答者数は1,259人。

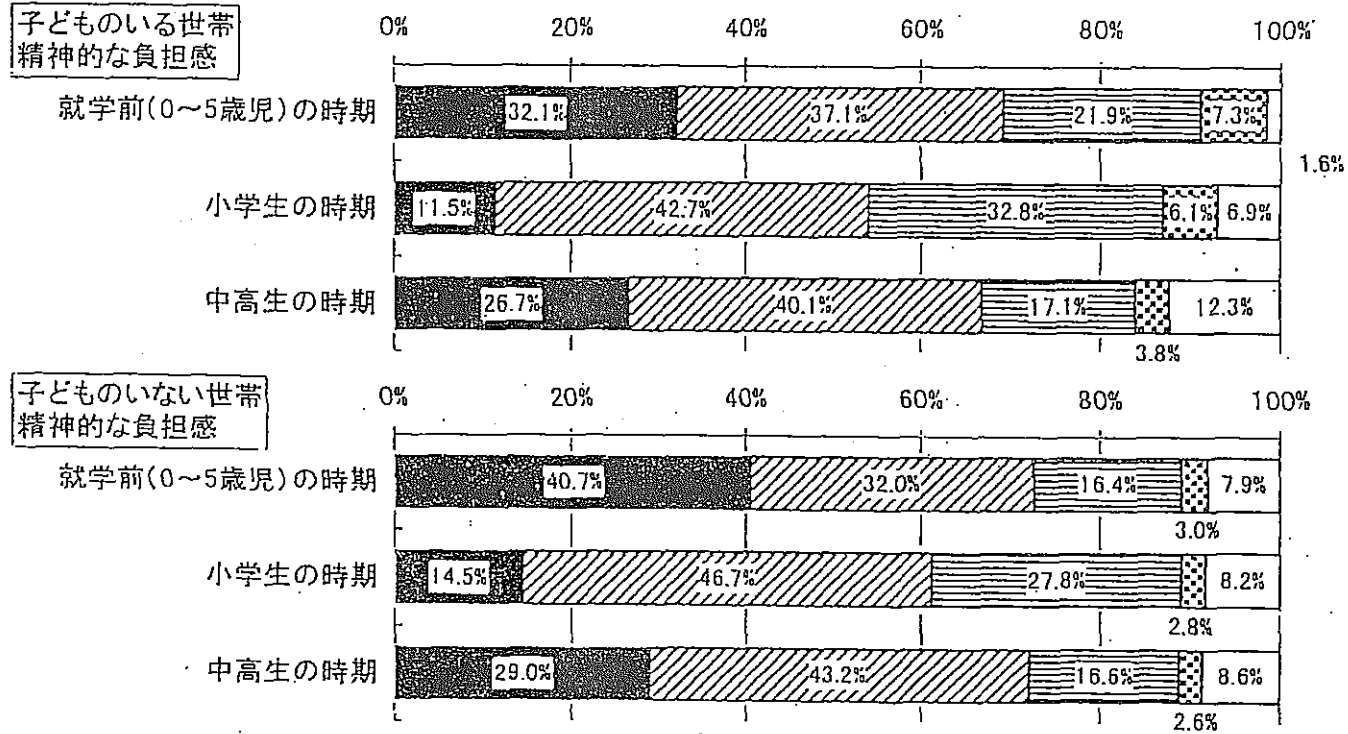
子育てにおける負担感(身体的負担感)



■ 大変負担である □ やや負担である □ あまり負担に感じない □ ほとんど負担に感じない □ 無回答

出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業  
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

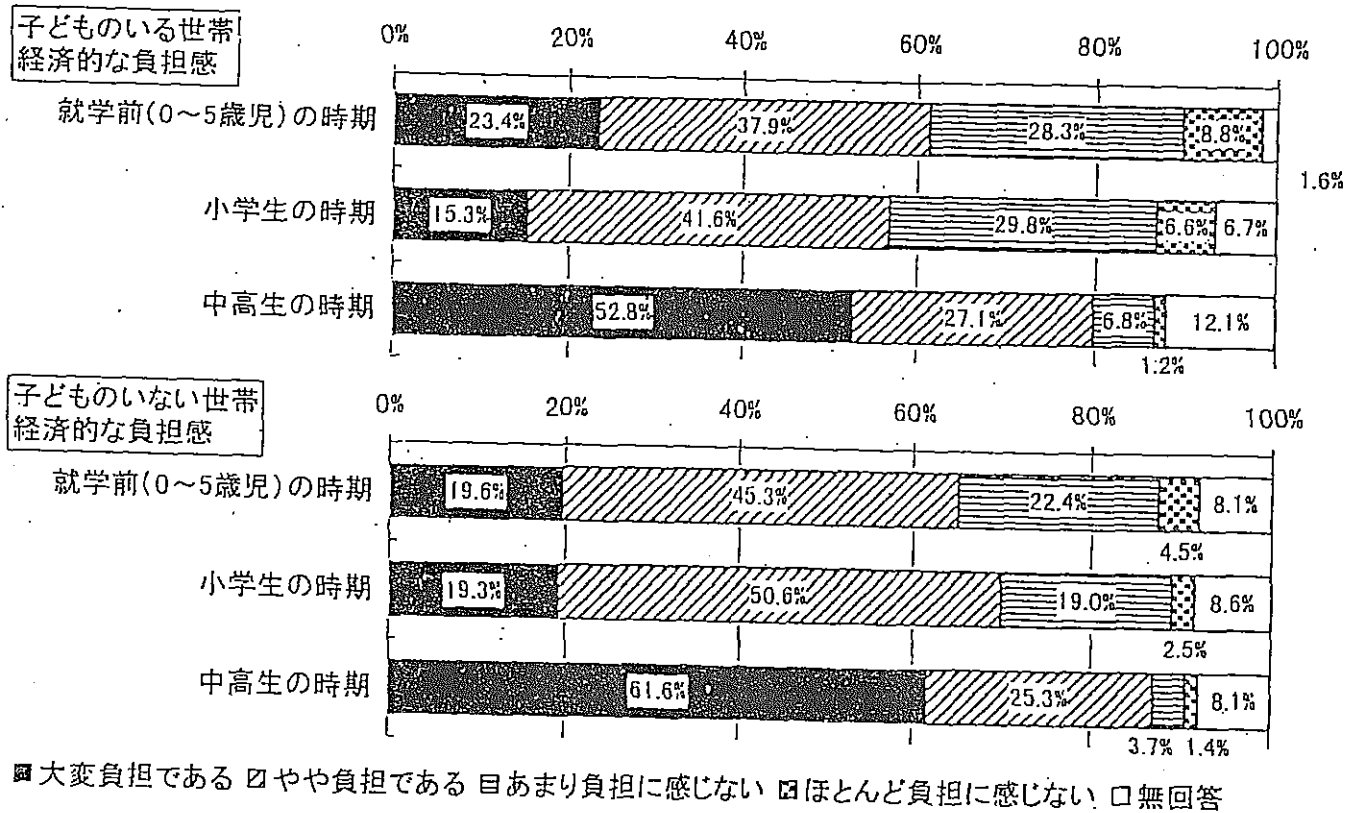
### 子育てにおける負担感(精神的負担感)



■ 大変負担である □ やや負担である ▨ あまり負担に感じない ▩ ほとんど負担に感じない □ 無回答

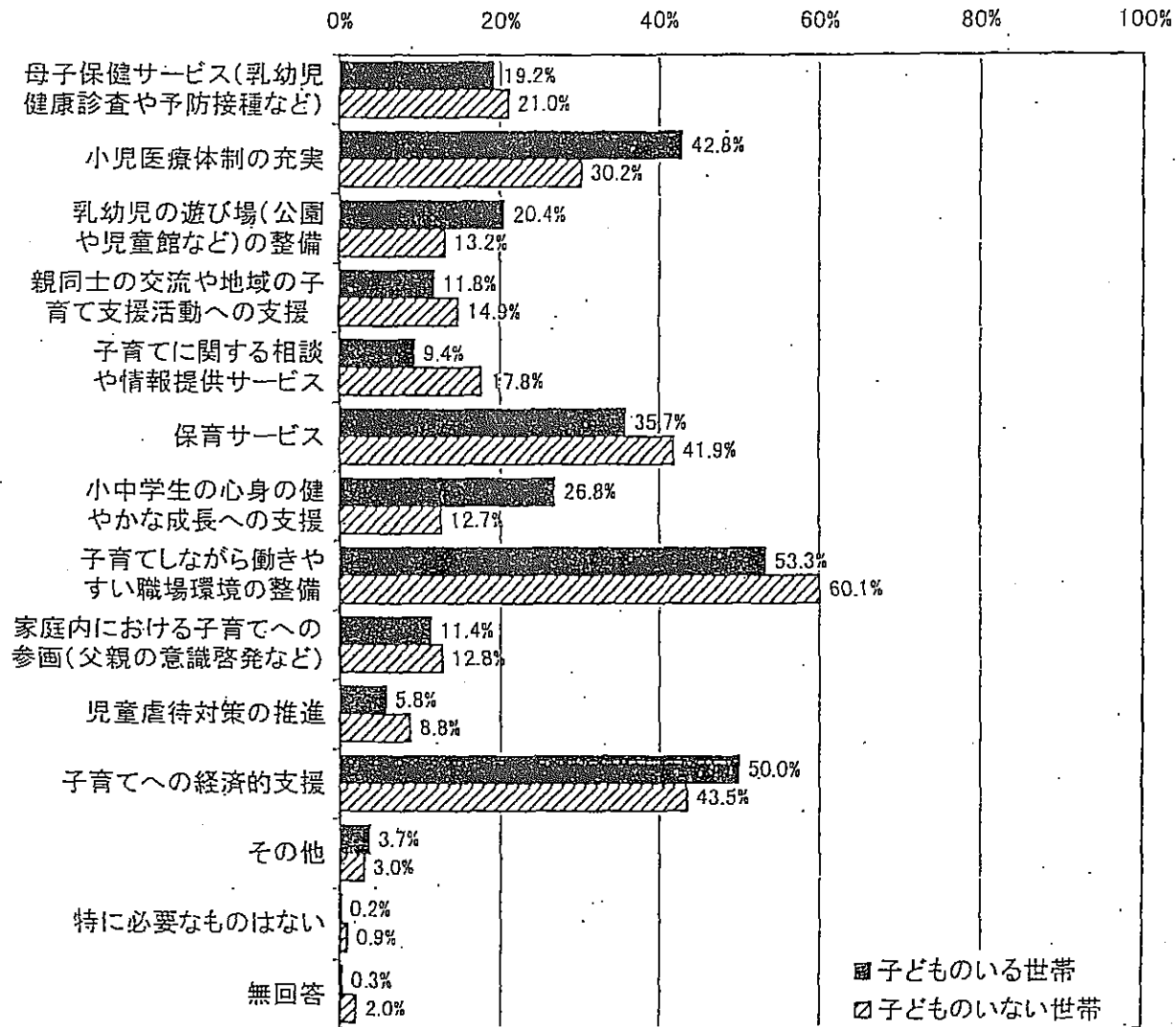
出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業  
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

### 子育てにおける負担感(経済的負担感)



出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業  
 「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

今後充実が必要な施策・サービス及び支援等(複数回答、三つまで)



出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業  
 「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

## 少子化問題の経緯及びこれまでの主な取組

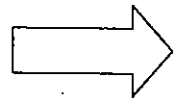
年次（合計特殊出生率）	少子化問題の経緯及びこれまでの主な取組
昭和61年（1.72）	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の施行
平成 2年（1.54）	「1.57ショック」 （平成元年の合計特殊出生率が昭和41年（丙午）の1.58を下回った。）
平成 6年（1.50）	エンゼルプランの策定、緊急保育対策等5か年事業の策定
平成10年（1.38）	改正児童福祉法の施行（保育所選択制の導入）  厚生白書「少子化問題を考える」
平成11年（1.34）	総理主宰「少子化問題への対応を考える有識者会議」からの提言  少子化対策推進基本方針の策定、新エンゼルプランの策定
平成12年（1.36）	「国民的な広がりのある取組みの推進について」のとりまとめ （「少子化への対応を推進する国民会議」）  改正児童手当法の施行（支給対象年齢を義務教育就学前まで）
平成13年（1.33）	育児休業中の育児休業給付額の引き上げ（25%→40%）  児童手当の支給対象拡大（所得制限を緩和し支給率拡大 約72.5%→約85.0%）  「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 （待機児童ゼロ作戦、放課後児童受入れ体制の整備など）
平成14年	将来推計人口（「夫婦の出生力の低下」が新たに観察される）  改正育児・介護休業法の施行（育児期間中の時間外労働の制限、看護休暇制度の導入等）  「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ 「少子化対策プラスワン」総理へ報告

# 男性を含めた働き方の見直し

## 数値目標の設定

子どもを安心して産み育てられるような職場づくりに向けて、

育児休業取得率等について  
目標値を設定



国・地方公共団体・企業を  
含めた社会全体で運動を展開

### 育児休業取得率の目標値

男性 10% (約10万人)  
女性 80% (約14万人)

平成11年度実績  
男性 0.55%  
女性 57.9%

子育て層のうち、

男性：「機会があれば取得する」と考えている者の割合  
7.4%

女性：「職場の雰囲気」を理由に取得を断念した者をゼロとした場合の割合  
76%

子どものいる夫婦の  
1日当たり育児時間  
の比較

夫 25分  
妻 3時間00分



# 育児休業制度等の概要

## <育児休業制度>

- 男女労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる（育児・介護休業法第2条、第5条）。
- 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない（同法第10条）

## <勤務時間の短縮等の措置>

- 事業主は、1歳に満たない子を養育し、育児休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳から3歳までの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければならない（同法第23条）。

〔短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、  
所定外労働の免除、託児施設の設置運営、育児費用の援助措置〕

- 事業主は、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない（同法第24条）。

## <子の看護のための休暇の措置>

- 事業主は、小学校入学までの子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならない（同法第25条）。

## 育児休業取得の現状

(%)

事業所規模	育児休業取得者の男女比		出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
	女性	男性		
30人以上	97.6	2.4	57.9	0.55
500人以上	99.6	0.4	76.3	0.11
100~400人	99.4	0.6	71.4	0.14
30~99人	95.6	4.4	47.2	0.91
5~29人	97.6	2.4	55.0	0.34

資料：厚生労働省「女性雇用管理調査」（平成11年度）

○看護休暇制度の普及率

	総計	看護休暇制度あり			看護休暇制度なし
		小計	就業規則	慣行	小計
【総計】	100.0	8.0 (100.0)	(75.9)	(24.1)	92.0
【産業】					
D鉱業	100.0	11.2 (100.0)	(56.4)	(43.6)	88.8
E建設業	100.0	5.6 (100.0)	(38.2)	(61.8)	94.4
F製造業	100.0	6.4 (100.0)	(60.1)	(39.9)	93.6
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	35.3 (100.0)	(97.7)	(2.3)	64.7
H運輸・通信業	100.0	7.3 (100.0)	(82.5)	(17.5)	92.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	9.4 (100.0)	(89.1)	(10.9)	90.6
J金融・保険業	100.0	15.9 (100.0)	(80.9)	(19.1)	84.1
K不動産業	100.0	5.5 (100.0)	(38.1)	(61.9)	94.5
Lサービス業	100.0	7.0 (100.0)	(73.1)	(26.9)	92.8
【事業所規模】					
500人以上	100.0	20.1 (100.0)	(89.3)	(10.7)	79.9
100～499人	100.0	13.1 (100.0)	(81.4)	(18.6)	86.9
30～99人	100.0	10.7 (100.0)	(77.0)	(23.0)	89.3
5～29人	100.0	7.4 (100.0)	(75.3)	(24.7)	92.6
(再掲)30人以上	100.0	11.2 (100.0)	(78.2)	(21.8)	88.8

事業所総数=100.0%

資料：労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11年度）

○3歳以上の子を対象とする勤務時間の短縮の措置等の普及率

(%)

	勤務時間 短縮等の 措置なし	勤務時間 短縮等の 措置あり	制度を利用することができる子の年齢の上限（制度の最長利用期間）								無回答
			1歳未満	1歳～ 1歳6か月 未満	1歳6か月 ～ 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校 就学始期	小学校 入学～ 卒業	小学校 卒業以降 も利用可	無回答	
総計	59.2	40.6	18.8	1.9	0.4	1.7	4.5	0.2	2.3	10.8	0.2
【事業所の規模】											
500人以上	12.2	87.8	21.3	1.9	1.0	9.1	17.3	2.5	5.8	28.9	—
100～499人	28.8	71.2	28.4	1.4	1.7	4.6	11.2	1.3	0.9	21.6	0.0
30～99人	43.4	56.6	28.3	1.1	0.6	1.9	6.5	0.4	1.1	16.8	0.0
5～29人	62.5	37.3	17.1	2.1	0.4	1.6	3.9	0.1	2.5	9.5	0.3
（再掲）30人以上	40.3	59.6	28.2	1.1	0.8	2.5	7.5	0.6	1.1	17.8	0.0

事業所総数=100.0%

↓  
9.2%

資料：労働省「女性雇用管理基本調査」（平成11年度）

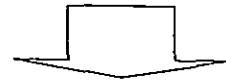
# 地域における子育て支援

働く母親よりも専業主婦の母親に多い育児不安

育児の自信がなくなることがあると回答した母親

専業主婦・・・70% 有職者・・・50%

(経済企画庁国民生活局「平成9年度国民生活選好度調査」)



## 地域における子育て支援

異年齢児・世代間交流

つどいの広場

年長児童と赤ちゃんのふれあい

中・高校生の居場所づくり

NPO

幼稚園

保育所

児童館

シルバー人材センター

地域の資源の活用

## 児童福祉関係データ

### 1 保育

○保育所施設数 約2万2千か所（平成14年）

○保育所の利用状況等

・保育所定員 約195万8千人（同）、利用児童数 約187万9千人（同）  
→ 定員充足率 96%

・待機児童数 2万5千人（平成14年4月1日）

うち都市部 2万人（全待機児童の78%）

※埼玉、東京、神奈川、大阪、兵庫、他の指定都市・中核市

（参考）幼稚園 施設数 約1万4千か所（平成14年）、在園者数176万9千人（同）

### 2 社会保障

○社会保障給付費 75兆円（平成11年度）

うち高齢者関係 50兆4千億円（67%）

※年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費など

うち児童・家族関係 2兆5千億円（3%）

※児童手当、育児休業給付、児童福祉サービス給付費など